## 令和4年地方分権改革に関する提案募集における 重点募集テーマ「計画策定等」に係る提案の視点の例

## <重点募集テーマ「計画策定等」>

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

## <提案の視点の例>

- ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
  - (ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
  - (イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
  - (ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
  - (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
  - (オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの
- ② 計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
  - (ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載 事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・ 弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化 し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
  - (オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
  - (カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

## <留意点>

- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等 を対象とする。